

議案第 8 号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 2 9 年 1 1 月 2 7 日提出

佐倉市長 巖 和 雄

佐倉市条例第 号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和34年佐倉市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条の表中「100分の220」を「100分の230」に、「100分の150」を「100分の157」に、「100分の97」を「100分の101」に改める。

第2条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条の表中

「

100分の205	100分の230
100分の140	100分の157
100分の91	100分の101

」を

「

100分の210	100分の225
100分の143	100分の154
100分の93	100分の99

」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例の規定は、

平成29年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。